

**函館市指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営に関する基準等を定める条例
新旧対照表【第2条関係】**

現 行	改 正 案
<p>(管理者)</p> <p>第66条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護ステーションごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問看護ステーションの管理上支障がない場合は、当該指定訪問看護ステーションの他の職務に従事し、または<u>同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>(指定訪問看護の具体的取扱方針)</p> <p>第72条 看護師等の行う指定訪問看護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p align="right">(新設)</p> <p align="right">(新設)</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第78条 (略)</p> <p>2 指定訪問看護事業者は、利用者に対する指定訪問看護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 次条において準用する第20条第2項に<u>規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</u></p> <p align="right">(新設)</p> <p>(5) 次条において準用する第27条に<u>規定する市町村への通知に係る記録</u></p> <p>(6) 次条において準用する第38条第2項に<u>規定する苦情の内容等の記録</u></p>	<p>(管理者)</p> <p>第66条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護ステーションごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問看護ステーションの管理上支障がない場合は、当該指定訪問看護ステーションの他の職務に従事し、または他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(指定訪問看護の具体的取扱方針)</p> <p>第72条 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>指定訪問看護の提供に当たっては、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</u></p> <p>(4) <u>前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u></p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第78条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 次条において準用する第20条第2項の<u>規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</u></p> <p>(5) <u>第72条第4号の規定による身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p>(6) 次条において準用する第27条の<u>規定による市町村への通知に係る記録</u></p> <p>(7) 次条において準用する第38条第2項の<u>規定による苦情の内容等の記録</u></p>

(7) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況および事故に際してとった処置についての記録

(従業者の員数)

第81条 (略)

2 (略)

(新設)

3 指定訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者(指定介護予防サービス等基準条例第80条第1項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業者をいう。次条第2項において同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定訪問リハビリテーションの事業と指定介護予防訪問リハビリテーション(指定介護予防サービス等基準条例第79条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。次条第2項において同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第80条第1項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、第1項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)

第85条 指定訪問リハビリテーションの提供は理学療法士、作業療法士または言語聴覚士が行うものとし、その方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) (略)

(新設)

(8) 次条において準用する第40条第2項の規定による事故の状況および事故に際してとった処置についての記録

(従業者の員数)

第81条 (略)

2 (略)

3 指定訪問リハビリテーション事業所が法第72条第1項の規定により法第41条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設または介護医療院である場合については、函館市介護老人保健施設の人員、施設および設備ならびに運営に関する基準を定める条例(平成25年函館市条例第27号。以下「介護老人保健施設基準条例」という。)第4条または函館市介護医療院の人員、施設および設備ならびに運営に関する基準を定める条例(平成30年函館市条例第24号。以下「介護医療院基準条例」という。)第4条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

4 指定訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者(指定介護予防サービス等基準条例第80条第1項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業者をいう。次条第2項において同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定訪問リハビリテーションの事業と指定介護予防訪問リハビリテーション(指定介護予防サービス等基準条例第79条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。次条第2項において同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第80条第1項から第3項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)

第85条 (略)

(1)・(2) (略)

(3) 指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者または他の利用

(新設)

(3)～(5) (略)

(訪問リハビリテーション計画の作成)

第86条 (略)

2・3 (略)

(新設)

4 (略)

5 指定訪問リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者（第137条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望およびその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーションおよび通所リハビリテーションの目標および当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた訪問リハビリテーション計画を作成した場合には、第141条第1項から第4項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(記録の整備)

第88条 (略)

2 指定訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(新設)

者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(5)～(7) (略)

(訪問リハビリテーション計画の作成)

第86条 (略)

2・3 (略)

4 医師および理学療法士、作業療法士または言語聴覚士は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

5 (略)

6 指定訪問リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者（第137条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望およびその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーションおよび通所リハビリテーションの目標および当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた訪問リハビリテーション計画を作成した場合には、第141条第1項から第5項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(記録の整備)

第88条 (略)

2 (略)

(1) (略)

(2) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第85条第4号の規定による身体的拘束

(3) 次条において準用する第27条に規定する市町村への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況および事故に際してとった処置についての記録

(指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

第95条 医師または歯科医師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(3) (略)

(新設)

(新設)

(4)～(7) (略)

2 薬剤師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) (略)

(新設)

(新設)

(3)～(7) (略)

3 歯科衛生士または管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) (略)

(新設)

(新設)

等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第27条の規定による市町村への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第40条第2項の規定による事故の状況および事故に際してとった処置についての記録

(指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

第95条 (略)

(1)～(3) (略)

(4) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(5) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(6)～(9) (略)

2 (略)

(1)・(2) (略)

(3) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(5)～(9) (略)

3 (略)

(1)・(2) (略)

(3) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、

(3)・(4) (略)

(記録の整備)

第97条 (略)

2 指定居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(新設)

(2) 次条において準用する第27条に規定する市町村への通知に係る記録

(3) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(4) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況および事故に際してとった処置についての記録

(従業者の員数)

第137条 (略)

2・3 (略)

(新設)

4 指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所リハビリテーションの事業と指定介護予防通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第118条第1項から第3項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしている

その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(5)・(6) (略)

(記録の整備)

第97条 (略)

2 (略)

(1) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(2) 第95条第1項第5号、第2項第4号および第3項第4号の規定による身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録

(3) 次条において準用する第27条の規定による市町村への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(5) 次条において準用する第40条第2項の規定による事故の状況および事故に際してとった処置についての記録

(従業者の員数)

第137条 (略)

2・3 (略)

4 指定通所リハビリテーション事業所が法第72条第1項の規定により法第41条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設または介護医療院である場合については、介護老人保健施設基準条例第4条または介護医療院基準条例第4条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

5 指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所リハビリテーションの事業と指定介護予防通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第118条第1項から第4項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしている

ものとみなすことができる。

(指定通所リハビリテーションの具体的取扱方針)

第140条 指定通所リハビリテーションの方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) (略)

(新設)

(新設)

(3)・(4) (略)

(通所リハビリテーション計画の作成)

第141条 (略)

2・3 (略)

(新設)

4・5 (略)

6 指定通所リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した場合に限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望およびその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーションおよび通所リハビリテーションの目標および当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた通所リハビリテーション計画を作成した場合には、第86条第1項から第4項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、第1項から第4項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(記録の整備)

第145条 (略)

2 指定通所リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定通所リハビリテーショ

ものとみなすことができる。

(指定通所リハビリテーションの具体的取扱方針)

第140条 (略)

(1)・(2) (略)

(3) 指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(5)・(6) (略)

(通所リハビリテーション計画の作成)

第141条 (略)

2・3 (略)

4 医師等の従業者は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

5・6 (略)

7 指定通所リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した場合に限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望およびその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーションおよび通所リハビリテーションの目標および当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた通所リハビリテーション計画を作成した場合には、第86条第1項から第5項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、第1項から第5項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(記録の整備)

第145条 (略)

2 (略)

ンの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(新設)

(3) 次条において準用する第27条に規定する市町村への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況および事故に際してとった処置についての記録

(設備に関する基準)

第191条 指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。

(1) 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設および設備（ユニット型介護老人保健施設（函館市介護老人保健施設の人員、施設および設備ならびに運営に関する基準を定める条例（平成25年函館市条例第27号）第43条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。第207条第1項第1号および第215条第1号において同じ。）に関するものを除く。）を有することとする。

(2)・(3) (略)

(4) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設および設備（ユニット型介護医療院（函館市介護医療院の人員、施設および設備ならびに運営に関する基準を定める条例（平成30年函館市条例第24号）第43条に規定するユニット型介護医療院をいう。第207条および第215条において同じ。）に関するものを除く。）を有することとする。

2・3 (略)

(1) (略)

(2) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第140条第4号の規定による身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第27条の規定による市町村への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第40条第2項の規定による事故の状況および事故に際してとった処置についての記録

(設備に関する基準)

第191条 (略)

(1) 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設および設備（ユニット型介護老人保健施設（介護老人保健施設基準条例第43条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。第207条第1項第1号および第215条第1号において同じ。）に関するものを除く。）を有することとする。

(2)・(3) (略)

(4) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設および設備（ユニット型介護医療院（介護医療院基準条例第43条に規定するユニット型介護医療院をいう。第207条および第215条において同じ。）に関するものを除く。）を有することとする。

2・3 (略)